

大学コンソーシアムやまぐち運営委員会規約

(目的)

第1条 大学コンソーシアムやまぐち(以下「コンソーシアム」という。)に、コンソーシアム規約第8条の規定に基づき、コンソーシアムを適正・円滑に運営するため、大学コンソーシアムやまぐち運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンソーシアムの事業計画に関する事項
- (2) コンソーシアムの予算の運用に関する事項
- (3) コンソーシアムの事業の円滑な実施に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) コンソーシアムの正会員である高等教育機関から選任された委員 各1名
- (2) 運営委員会が必要と認める者 若干名

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長はコンソーシアムの会長が所属する高等教育機関選出の委員をあて、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(代理出席)

第6条 委員長は、特別の事情により、委員が運営委員会に出席できない場合は、代理の出席を認めることができる。

(委員以外の出席)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 運営委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(事務)

第 9 条 運営委員会の事務は、コンソーシアムの事務局に置いて処理する。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規約は、コンソーシアム設立の日から施行する。